

近世後期徳島藩における御林の分布と特徴

町田 哲

(キーワード：日本近世、徳島藩、山、御林、国絵図)

はじめに

筆者はさきに、近世前期の徳島藩における御林制度の展開を検討した上で、その実態を那賀川中流域の葛ヶ谷御林周辺を事例として解明した¹⁾。その中で、①十七世紀初頭以来、藩は、藩邸建材や水軍船材といった藩用材の確保のために、領内の山を「御留山」として設定し、そこでの百姓らの利益を基本的に禁じたこと、②十七世紀後半以降、藩は御林周辺に存在する村落利用の「野山」を御林に吸収し、「新林」と設定したこと、③十八世紀後半になると、藩は、御用材確保の場という本源的性格を初期からの御林に残しながらも、御林をむしろ運上銀収奪の対象へと重心を移していくこと、④それは初期以来の御林では大規模な雑木伐採請負として、また新林では周辺村落構成員による定請名負林の設定として現出し、こうした御林内部への外部からの資本投下や利用を契機に、御林内の物権化が進むことなどを見通した。

しかし、こうした歴史的展開をとる御林が、阿波においてどのように分布していたのか、その地域的偏差等については今後の課題として残されていた。また林業経済史の立場から木頭林業の展開を解明した有木純善『林業地帯の形成過程』²⁾でも、木頭地域を中心に御林の存在を検討しているものの、他地域での御林の特徴については論じられていない。一方、近年、徳島市立徳島城博物館編『阿波・淡路国絵図の世界』³⁾が刊行され、国絵図の内容を広く把握できる条件が整

えられ、中でも十八世紀後半の国絵図には主要な御林名が記されていることが確認できるようになった。またその調査の過程で、徳島市立徳島城博物館学芸員根津寿夫氏より、十九世紀前半の阿波における主要な御林全体を記す「御林成行記」という史料の存在をご教示いただくことができた。従来、阿波国における御林全体の状況を把握しうる手がかりが無かっただけに、その重要性が特筆される。

そこで、本稿では、こうした国絵図や「御林成行記」を手がかりとしながら、阿波における御林の分布とその地域的特徴について瞥見していきたい。あわせて、十八世紀後半以降の御林制度の展開について、若干の考察を試みたい。

一、「御国画図」と「御國中惣絵図」

(1) 史料の特徴

まず検討したいのは、絵図類である。徳島市立徳島城博物館編『阿波・淡路国絵図の世界』(前掲)は、阿波関係の国絵図をまとめておさめる好絵図集であるが、御林の分布という点では、次の二つの絵図が注目される。

第一は、享和三年(一八〇三)「御国画図」(個人蔵)である。大きさは東西八五・〇センチ×南北六五・六センチの、手書き見取り図である。その解説(平井松平氏執筆)によると、享和三年(一八〇三) 徳島藩浮手代横井快蔵が作製した図、一里を一寸の縮尺(十二万九千六百分の一)で描いているという。横井は藩財政等を任務とする本メ役配下の手代(無格)で経歴・出自は不明とさ



写真1 「御国画図」葛ヶ谷御林周辺部分（上部が西、太線は郡境、左より海部郡・那賀郡・勝浦郡）



写真2 「御国中物絵図」部分（写真1 とほぼ同じ範囲）



写真3 「御国中惣絵図」板野郡大坂山周辺

れる。この絵図をおさめる包紙には「小御国図／横井快蔵差上」とあるが、同解説によると、本図とともに作成した城下絵図（「徳島画図」）の付け文書には、享和三年に横井が藩命によりこれを作成し、本メ支配役今枝岱右衛門に提出したとの記述があるという。

御林については、凡例に「朱横書 御林」とあるように、領内各地の御林が朱字横書されている。筆者が以前検討した那賀郡花瀬村周辺を描いた部分を、拡大してみると（写真1）、花瀬村の御林番人が管轄していた「杉山」（杉山御林）、「葛谷」（葛ヶ谷）、「寒葉」（寒葉谷）、「奥日早」、「谷山」が確認できるとともに、勝浦郡の「殿河内」「立川」、那賀郡の「麻尻山」「沢谷」、海部郡「赤松」「八郎」「倉谷」「請峯」「海河谷」「禅僧」といった御林名を確認することができる。規模の大きい御林については、緑色のドットで木が茂る様子が示されている。

第二は、年不詳・近世後期の「御国中惣絵図」（傍木律夫氏蔵）である。大きさは東西一六九五・〇センチ×南北一三〇・〇センチの手書き見取り図。その解

表1 御林番人野村家・露口家管轄の御林と絵図上の御林との対照

担当	御林名	御林設定年次	所在地	広さ(周囲)	A	B	
兼任	① 横石杉山御林	元和3年(1617)			○	○	
	② 葛ヶ谷御林	元和3年(1617)	水崎村	2里半	○	○	
	野村家	③ 寒葉谷	貞享2年(1685)			○	○
		④ 漆ヶ谷御林	貞享2年(1685)			-	○
		⑤ 奥於曾御林	宝永6年(1709)			-	-
		⑥ 鉢ヶ谷御林	延宝元年(1704)			○	-
		⑦ 河嶋谷御林	宝永7年(1710)			-	-
露口家	a 後谷雑木御林	宝暦13年(1763)	水崎村	50丁	○	○	
	b 高畑雑木御林	宝暦13年(1763)	同上	55丁	○	○	
	c 式俣雑木御林	宝暦13年(1763)	花瀬村	18丁	-	-	
	d つへの上雑木御林	宝暦13年(1763)	同上	15丁	-	-	
	e 日浦向雑木御林	宝暦13年(1763)	花瀬村 蔭谷村	50丁	-	-	
	f 小屋木雑木御林	宝暦13年(1763)	水崎村	19丁	-	-	
	g 追立雑木御林	宝暦13年(1763)	音谷村	65丁	-	-	
	h 牛瀬雑木御林	宝暦13年(1763)	日浦村	18丁	-	-	
	i 上倉雑木御林	宝暦13年(1763)	同上	13丁	-	-	
	j 重郎雑木御林	宝暦13年(1763)	朴野村	20丁	-	-	
	k 朴野保毛雑木御林	宝暦13年(1763)	同上	20丁	-	-	
	l 鞘御林真木	不明	蔭谷村	30丁	-	-	
	m 朴野村植杉御林	不明	朴野村		-	-	

A「御国画図」に記載されている御林、B「御国中惣絵図」に記載されている御林
 出典：延享4年(1747)4月(無題)『日本林制史調査資料』徳島藩第6号(マイクロフィルム版、以下同)／寛政4年(1792)4月「寛」[同]徳島藩第6号／宝暦13年(1763)「山田織部上り林積帳」[同]徳島藩第7号／安永4年(1775)3月「御林巻巻帳」[徳島県立文庫館寄託・露口151]

説(根津寿夫氏執筆)によると、本図は、近世後期に家老に昇格した佐渡家(二千石、明治初年に傍木氏に改姓)に伝来したもので、「御国画図」をもとに作成されたものと考えられている。本図は「御国画図」の二倍の大きさで情報量も多く、家老が阿波国支配の実務に使用した行政的絵図としての性格があったという。本図の凡例には「御国画図」のように「御林」が書き上げられているわけではないが、関連する項目として、「緑色霊山大林」「朱横書山林」が掲げられている。御国画図とほぼ同範囲をみてみると(写真2)、濃い緑色のドットで木々の存在を記した中に、朱字横書で山名がみえる。朱字横書の山名は、写真1の御林名ともほぼ重なることから、これが御林を示していると考えてよいだろう。しかも、「御国画図」には載っていない御林である那賀郡「後谷」「八滝」「菊千代」「大用知」、海部郡「天狗谷」「耶谷」「源太谷」「六挺木」を確認できることから、本図の方が、御林の分布について比較的詳細に示しているといえよう。

	葛谷	[葛谷]	44	葛ヶ谷	120町	水崎村。杉が6割、2～7尺廻。縦・榎が2割、2～6尺廻。檜少々、雑木は定請林。
	杉山	杉山	45	杉山	130町	横石村。杉が8割、2～7尺廻。縦・榎が2割、3～7尺廻。檜・青檜少々。雑木は定請林。
	野浦	野浦	46			
	—	鎌滝	47			
	鉢谷	鉢谷	48			
	荒倉	荒倉	49			
	—	築歩怪	50			
			51	夏切谷	大回120町	横谷村。縦・榎が1割、2～5尺廻、その他雑木。
			52	下ふべり谷	大回95町	横谷村。縦・榎が1割、2～5尺廻、その他雑木。川成村。縦・榎が1割、2～5尺廻、その他雑木。
			53	阿津ヶ谷	大回150町	
			54	藤ヶ内	大回65町	川成村。縦・榎が1割、2～5尺廻、その他雑木。
			55	わか谷	大回35町	川成村。縦・榎が1割、2～5尺廻、その他雑木。
			56	西又	大回90町	川成村。縦・榎が1割、2～5尺廻、その他雑木。
海部郡	禅僧	禅僧	57	禅僧山	2400町	相川村。杉木、先年安宅役所御仕成、伐跡に少々生え。
	榎木屋	榎小屋	58	榎木屋	1350町	平井村。杉・縦・榎・檜。栢・榎・松少々、雑木。
	請峯	請峯	59	請ヶ峯	320町	小川・平井村。総山杉生。うち1000本安宅帳付、その他は御用木仕成または疼木払。小木薄い所は杉苗植え付け。
	—	檜八屋	60			
	—	耶谷	61			
	—	長者平	62			
	—	宇坪谷	63	宇坪谷	35町	折宇村。杉・檜・縦・榎生合。大回1里の1割が伐畠山。残り9割が御林。
	—	影谷	64	薩谷	15町	折宇村。杉・檜・縦・榎生合。大回1里半の7割が伐畠山。残り3割が御林。
	久井谷	久井谷	65	久井谷	80町	北川村。杉・檜・縦・榎生合。大回4里の6割が伐畠山。残り4割が御林。
	折宇谷	折宇谷	66	折宇谷	100町	折宇村。杉・檜・縦・榎生合。大回4里半の半分が伐畠山。残り半分が御林。
	海河内	海河内	67			
	—	六丁木	68			
	倉谷	倉谷	69	倉ヶ谷	23町	古屋村。杉・檜・縦・榎生合。
	—	源太谷	70			
	谷山	谷山	71			
	—	[漆ヶ]谷	72			
	寒葉	寒葉谷	73	寒葉ヶ谷	120町	古屋村。杉・檜・縦・榎生合。
	奥日早	奥日早	74			
	八郎	八郎	75	八郎山	460町	山河内村。榎2～8尺廻。杉・縦2～6尺廻。松・栢・檜少々。
	—	天狗谷	76	天狗谷	400町	赤松村。縦・榎2・3～6・7尺廻。杉・縦・榎2・3～6・7尺廻。雑木は定請。
	赤松	赤松	77			
			78	登り尾	100町	折宇村。杉・檜・縦・榎生合。
			79	大栖谷	50町	折宇村。杉・檜・縦・榎生合。
			80	小栖谷	25町	折宇村。杉・檜・縦・榎生合。大回1里の1割が伐畠山。残り9割が御林。海川村。杉・檜・縦・榎生合。
			81	谷木屋	190町	海川村。杉・縦・榎・雑木生合。
			82	名谷	18町	古屋村。杉・檜・縦・榎生合。
			83	角ヶ谷	35町	古屋村。杉・檜・縦・榎生合。

典拠：「御国画図」（徳島市立徳島城博物館寄託【蜂須賀家文書】）

「御国中惣絵図」（徳島市立徳島城博物館寄託【傍木家文書】）

「御林成行記」（徳島市立徳島城博物館寄託【蜂須賀家文書】）

番号：各郡ごとに、まず「御国画図」と「御国中惣絵図」上の御林名を適宜表記し、それに「御林成行記」上の御林を加えた上で、通し番号を付した。

表2 近世後期阿波国における主要御林の一覧

郡名	御国画図	御國中惣絵図	番号	御林成行記		
				御林名	面積	樹種等
板野郡	大毛	大毛	1			
	浦代	浦代	2			
	—	大麻山	3			板東村。2里一円松雑木。請林。
	宮河内	宮河内	4			宮河内村。2里一円松雑木。請林。
阿波郡	日開谷	日開谷	5	槻御林	19町8反	一円槻、木筋悪く普請木には不向き。その他松雑木、請林。
	伊澤野山	伊澤野山	6			
美馬郡	阿佐谷道		7	谷道山		阿佐名。寛政期に、上木御手仕成、土地指上
			8	松生山林	少々	太田村。
			9	新山	200町	杉・榎・樅少々、残り雑木
			10	一字山	57町	(木地屋・白井・ドス・桑平・九藤重・九日谷) 雑木
三好郡	上敷	上敷	11			
	—	奥栗山	12	奥栗山*		
	栗山	栗山	13			
			14	白川谷*	*合計200丁	*樅・榎。木筋悪く、難所
			15	布生谷*		
麻植郡	植桜	植桜	16	植桜**	138町	桑村、松木
	湯吸	湯津	17	湯吸**	81町	山田村、**一続き。松木。時々上木御払
			18	川原谷	1700町	剣山近辺、遠山で仕成困難。樅・榎3000本。3～7尺廻。その他雑木。
			19	内うべ谷	80町	同。樅・榎60本。3～6尺廻。雑木。
			20	弓道谷	120町	同。樅・榎170本。2～5尺廻。雑木。
			21	あるみ谷	14町	同。樅・榎180本。2～4尺廻。雑木。
			22	柳又谷	66町	同。樅・榎230本。2～4尺廻。雑木。
			23	さんじ	7町	同。樅・榎170本。3～6尺廻。雑木。
			24	富士池谷	170町	同。樅・榎250本。2～7尺廻。雑木。
			25	小剣谷	710町	同。樅・榎350本。2～7尺廻。雑木。
			26	み越谷	70町	同。樅50本。2～5尺廻。雑木。
			27	与次郎谷 ・柳卯谷 ・石賀谷	7町	同。樅140本。2～5尺廻。雑木。
名東郡						
名西郡	広石	広石	28			真木御林なし、松雑木。請林。
	弥仙	—	29			
			30	上山村奥分	縦5～10町、横3里	遠山で樅木仕成も困難。請所願人も無し。
勝浦郡	殿河内	殿河内	31	殿河内	3480町	真木無し、中程に萱野、樅・榎少々、近年杉・檜植え付け。
	立川	立川	32	立川	6480町	真木生え。雑木は棚野五ヶ村稼出。一部に安宅役場受持引除山。頻繁に御用木仕成、伐跡等に近年杉・檜植え付け。
	芝山	—	33			
那賀郡	鎗戸	鎗戸	34	鎗戸	縦4里、横2里	岩倉村。榎1歩通、2～6尺廻、樅1歩通、3～5尺廻、その他雑木、奥分全て雑木。
	檜谷	檜谷	35	檜谷	大回150町	横谷村。樅・榎1歩通、2～5尺廻、その他雑木。
	—	菊千代	36	菊千代	大回150町	沢谷村。樅・榎1歩通、2～5尺廻、その他雑木。
	沢谷	沢谷	37			
	—	八滝	38			
	麻尻山	麻尻山	39	麻尻山	36町	出羽村。杉・榎・榎が1割、2～4尺廻。檜・榎・青檜少々。その他雑木。
	—	大用知	40			
	—	葛籠蔭	41			
	—	後谷	42			
	—	高島	43			

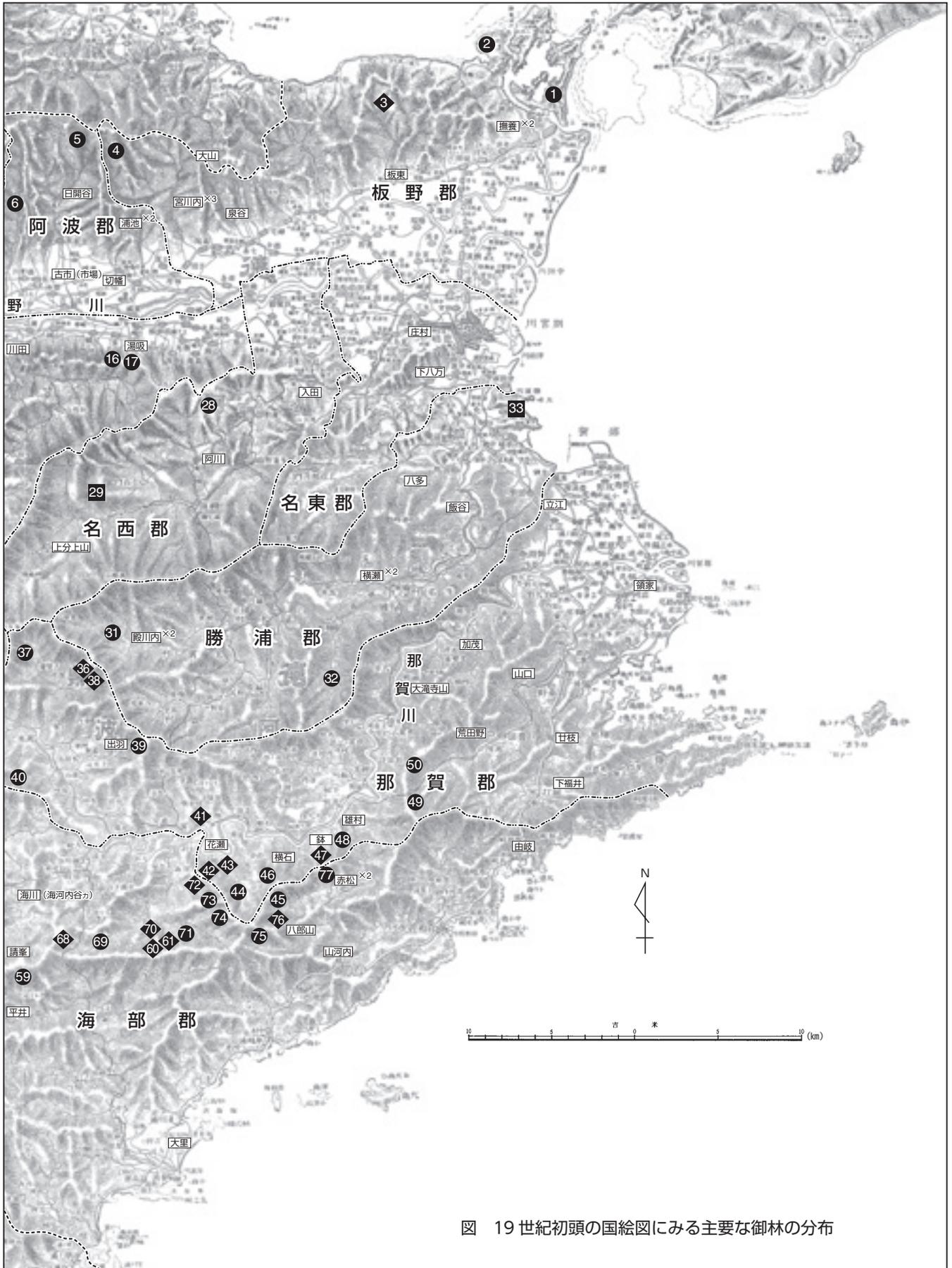
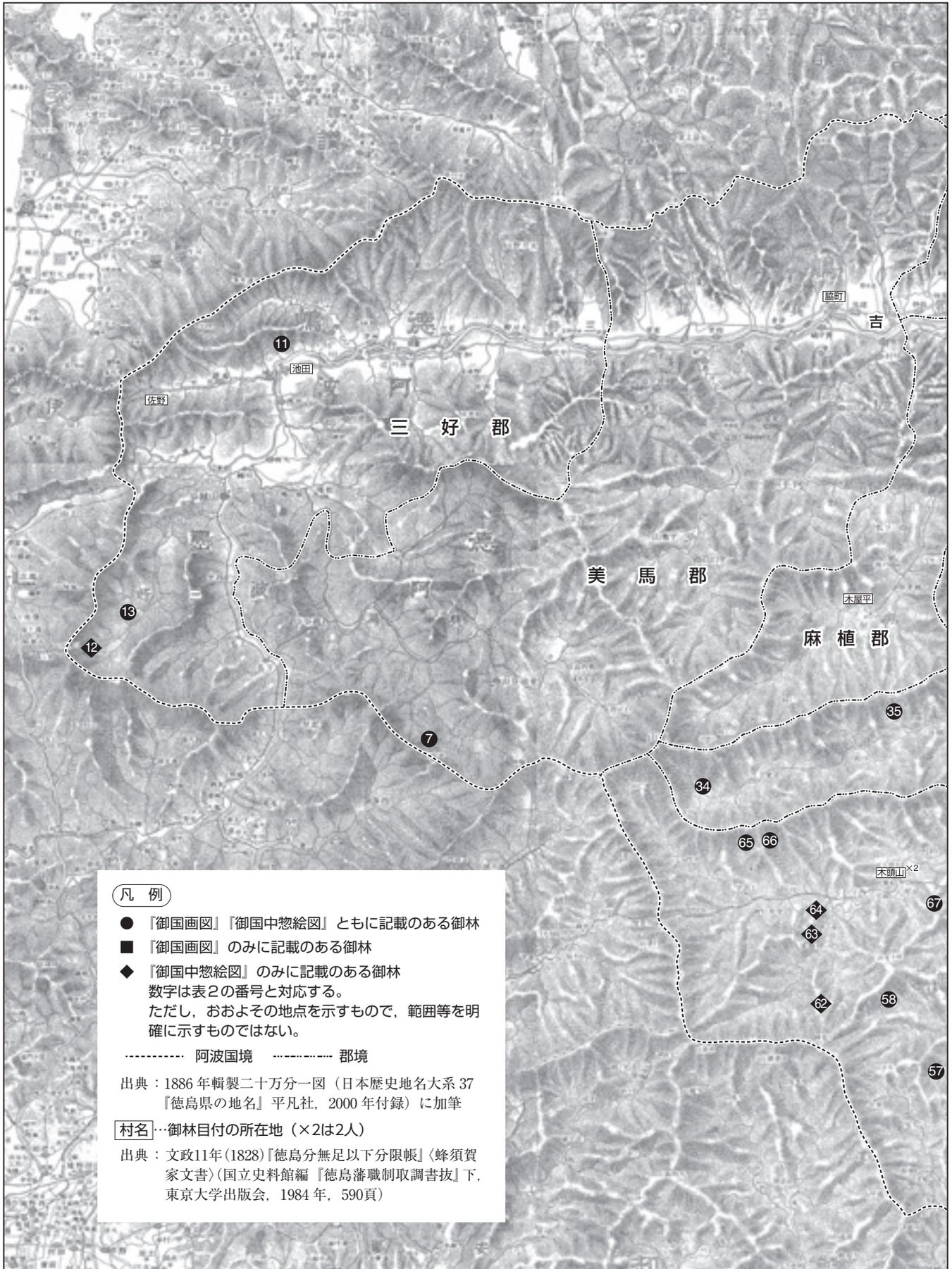


図 19 世紀初頭の国絵図にみる主要な御林の分布



凡例

- 『御国画図』『御国中惣絵図』ともに記載のある御林
- 『御国画図』のみに記載のある御林
- ◆ 『御国中惣絵図』のみに記載のある御林
数字は表2の番号と対応する。
ただし、おおよその地点を示すもので、範囲等を明確に示すものではない。

----- 阿波国境 - - - - - 郡境

出典：1886年輯製二十万分一図（日本歴史地名大系37『徳島県の地名』平凡社、2000年付録）に加筆

村名…御林目付の所在地（×2は2人）

出典：文政11年（1828）『徳島分無足以下分限帳』〈蜂須賀家文書〉（国立史料館編『徳島藩職制取調書抜』下、東京大学出版会、1984年、590頁）

ちなみに御林以外の山についても記載があるが、こちらは凡例では「朱黒色山名」として、山名を黒字で示している。写真3は板野郡の大麻山周辺であるが、御林である「大麻山」(朱字横書)と、野山と推察される「板東山」「折野山」「大坂山」「黒谷山」等(黒字縦書)とは明確に区別されている。

(2) 絵図記載の御林と記載されない御林

ところで、この絵図に記載された御林名は、当該期の御林のすべてを示すものと考えてよいのだろうか。この点を、かつて筆者自身が分析した二つの地域を具体例に、考察してみよう。

ア、那賀郡葛ヶ谷御林周辺⁽⁴⁾ 表1は、御林番人野村家と露口家が十八世紀後半段階で管轄していた御林を書き上げたものと、両絵図の御林とを対照させたものである。このうち①横石杉山と②葛ヶ谷御林は、近世初頭から藩用材確保のために御林に指定された御林(御林A)で、規模が大きく、野村・露口両家は、この御林の管理のために御林番人に任命されたという経緯をもつ。ついで野村家の管轄する③⑦は、その規模は御林Aほどではないにせよ比較的大きな規模で、集落から離れた奥山に位置する山である。注目されるのは、御林に設定された年代が、十七世紀後半から十八世紀前半となっている点である。徳島藩が十七世紀中頃以降に藩用材確保のために新たな御林を設定するという、御林拡大政策のもとで設置された御林、すなわち「新林」である(御林B)。最後に露口家が宝暦十三年(一七六三)以降に管轄することになったa~mは、これも新林であるが、いずれも集落に比較的近い雑木山で、その規模もさほど大きくない。十八世紀後半以降、定請名負林として、地元の一部の百姓が冥加銀・上木代を上納する見返りにその利益権を確保する対象としてきた御林である(御林C)。

これら御林A~Cの分類をもとに、絵図上の御林名とを比較すると、御林Aはともに記載されるものの、御林Bは記載されない場合も多く、御林Cにいたっては十三ヶ所のうち二ヶ所しか絵図に記載されていない。したがって、絵図に記載されている御林は、近世初頭からの御林(御林A)と、新林(御林B・C)のうち比較的規模の大きな一部の御林に限定されているといえよう。

イ、三好郡加茂村⁽⁵⁾ 三好郡加茂村は、吉野川上流右岸に位置する村である。村の南側に加茂山と称する山があるが、その多くは野山、つまり村有林として存立していた。その一部は、十八世紀中頃までの間に御林化が進み、人々は二種類

の形で新林を利用していた。一つは「新御林」と称する御林である。安永六年(一七七七)以降は運上銀を上納する見返りに「惣百姓請」の山として十年切りで利用が許された御林で、野山の麓に帯状に展開する稜場で面積は七町五反ほどである。牛馬飼野として草以外は生やさない山であった。今一つは「野山御林」と称する御林である。安永五年(一七七六)以降、一部の村落構成員が、一定の運上銀を上納する見返りに、薪炭用材を確保することができたが、面積はそれぞれ一畝から五畝が大半で、大きくても三反三畝程度と小規模である。野山や田畑内に点在していた。このように加茂村には、御林が確実に存在していたが、両絵図では加茂村内の御林は一切記載されていないのである。

(3) 国絵図からみた御林分布の特徴

以上から、十九世紀初頭の二つの国絵図からは、当該期の御林のうち、主たる御林の分布状況を確認することができることが明らかとなった。これらの絵図には、すべての御林が記されているわけではなく、また御林の範囲や広さが明確に示されているわけでもない。しかし、主たる御林の分布状況が明らかとなっていない現時点において、極めて重要なデータといえよう。そこで、これら絵図上の御林の表記を郡単位に一覧としたのが、次の表2と図1である。

一見して明らかのように、全体的にかなり疎密がある。とくに美馬郡・三好郡・阿波郡・名東郡など、吉野川流域においては御林の数は限られている。その一方で、海部郡・那賀郡が多く、とりわけ那賀川南岸の山々は、連続的に御林が集中していた点が注目されよう。また、那賀川北俣筋奥の鎗戸や、那賀川本流奥の久井谷・折宇谷など、川の最奥の部分も確認できるが、全体としては材木を川で産出しやすい中流域に多く設定されている様子が見える。

また、図1には、文政十一年(一八二八)『徳島分無足以下分限帳』の「林方御代官支配御林目付」の項をもとに、当時の御林目付(もと御林番人)の分布もあわせて示した。これを見ても、御林が多く分布する勝浦郡・那賀郡・海部郡に比較的集中していることがうかがえよう。その一方で吉野川流域の、とりわけ三好郡・美馬郡には一〜二名しか御林目付は存在しない。御林目付のもとに御林下見(もと下番人)が置かれることも多いので、一〜二人ですべてを管轄したわけではないだろうが、それにしても対蹠的である。やはり当該地域には加茂村のように小規模な御林は多数存在したとしても、大規模で主要な御林が少なかったこ

とが、御林目付が少ない一因であろう⁽⁶⁾。いずれにせよ大きく見て、主要な御林の分布に応じて御林目付が設置されていることが確認できよう。

では、これらの御林はどのような地域の特徴をもっていたのであろうか。そのことを知る上で重要な史料が、次にみる「御林成行記」である。

二、「御林成行記」

(1) 史料の構成

「御林成行記」は、その末尾の記載にみえるように、弘化三年（一八四六）十月に編集されたものである。編者は不明だが、その内容から考えて、林方役所の役人と想定される。現存する文書（個人蔵、徳島市立徳島城博物館寄託）は、それをさらに近世の間に書き写したものであろう。ここでは、その重要性に鑑みて、本稿の末尾に全文を翻刻紹介した。

全体は、十七世紀段階の御林政策の展開を概観する部分（A）、阿波国の御林の分布とその状況を示す部分（B）、そして御林管轄役所の変遷を述べる部分（C）、と大きく三つの内容から構成されている。

Aでは、十七世紀の御林政策に関して、編者による見解がその根拠となる文書・触とともに提示されている。天正十三年（一五八五）の蜂須賀氏入国段階で、既に「乱世」が百年以上続いており、山々は放置された状態で、動物が作物を荒らすので、山を伐開く開発が命じられたこと、また木々を生やしおくことが禁じられ、もし生やす場合にはその旨を伺い出るように命じられていた、と編者は理解している（a1）。ところが十七世紀中頃になると、山々の「伐開」が進み、奥山まで田畑の検地が行き届くようになったことから、逆に野山での五木・七木の伐採が禁じられたという（a2）。さらに、村持山である「野山」に上木が生育してきたので入会利用が止まり御林が多くなったこと、つまり「野山」の御林への囲い込みが進行したこと、それが、百七十〜百八十年たった現在に「新御林」「五木林」として名目が続いている御林となっていること、また、近年みられる御林からの運上銀の増加は、この新御林を「名請」「定請」という形で人々の請負による利用を認めたり、「野山」の中でも村々が納得すれば「請林」としてきたことを指摘している（a3）。

つまり編者は、近世初頭の山の開発（伐採）推進から保全へと政策が転換した

という理解を示しているのである。近世初頭が山の伐採による田畑開発一辺倒であったかどうかは、今後新たな事例の発掘と検討をふまえて慎重に理解する必要があるが⁽⁷⁾、少なくとも十七世紀中頃以降に、特定樹木の保護と野山の御林への取り込みが存在したこと、あるいは新御林の請負化により十八世紀後半に運上銀が増加したことは、別稿で検討した事実とも符合しており、注目されよう⁽⁸⁾。

なお、拝領林の記述も興味深い（a4）。とくに城下寺院へ下された判物をもとに、「拝領林」「預り林」と称されている山では、真木は伐採を禁じられるものの、枝下ろし・下刈による低木・下草の利用は認められているという指摘は、寺院による山林利用と御林との関連を考える上で示唆的である。

(2) 御林管轄の変遷

ついで、Cの内容を確認していこう。c1では、まず慶安期から正徳三年（一七二二）にかけての林奉行の担当者および人数の変遷について、判明する範囲で示している。御林の担当は、少なくとも十七世紀中頃からは林奉行の担当であったとの認識が示されている点は興味深い。一方、Cの後半では、十八世紀後半以降の御林管轄の変遷が記されている。これまで、近世後期の御林の管轄については検討がほとんどないので、以下、この点を他の史料で補いながら、整理しよう。

A. 為替方役所期—安永三年（一七七四）五月—寛政二年（一七九〇）正月

安永期に至ると、為替方役所が設置された（c2）。「安永以来諸御役場御指止兼帯等被 仰付候分書抜」（以下「書抜」と略す）⁽⁹⁾によれば、それは安永三年（一七七四）五月のことである。当該期の「御勝手方稠敷御取縮」の一環で藍方役所管轄の御為替所が廃止となり、その御用の大半は銀札場に継承されたが、その一方で、従来藍方役所が実施していた「干鯛御貸付」機能を継承して実施する担い手として、為替方奉行が任命されたことにより成立したものとみられる。しかし、その機能も天明六年（一七八六）十一月には銀札場が兼帯することとなり、寛政二年（一七九〇）正月に為替方役所は廃止されている⁽¹⁰⁾。

本文の記述で興味深いのは、板野・麻植・勝浦・那賀四郡の御林は、為替方役所がその設置と同時に担当となったとされる点である⁽¹¹⁾。事実、那賀郡の事例では、安永期において御林の一部が定請名負林とされた際、それを許可しているのは為替方役所である⁽¹²⁾。定請名負林化とは、御用木産出等には関わらない小規模な御林については、その一部を定請名負林とすることで、出願してきた地元

の村落構成員を数年年期中で名負人とさせ、毎年床銀・上木代を藩に上納させ、その見返りに該当する御林部分の利用を許可するものである。この時期、藩側は、御林を本源的には藩用材の確保の場として見なしながらも、徐々に貨幣獲得の対象へと重心を移していくのであるが、御林の担当が為替方役所になるという点は、こうした事情を如実に示しているといえよう¹³⁾。

一方、前記四郡だけが為替方役所の管轄下におかれたということは、他六郡は別の管轄下におかれたままであり、郡によって御林政策に差が生じていたことにもなる。詳細は今後の検討に委ねざるを得ないが、留意しておきたい点である。

イ. 地方代官支配期—寛政二年（一七九〇）正月—同六年（一七九四）八月

その為替方の廃止後、寛政期からは「代官受持之村々山林」は地方代官の受持となり、同時に林奉行も廃止となった（c2）。地方代官が、本来の御用・年貢徴収の機能に加えて、受持村々の山林の管轄を担当したのである¹⁴⁾。

地方代官による御林支配の実態については未解明であるが、次の二つの史料はその基調を理解する上で役に立つ。一つは、寛政三年八月三日に代官衆が本メ役に宛てて提出した窺書と、それに対する十月三日本メ中からの地方代官への申達である¹⁵⁾。一条目（以下①と略す）では、御林担当となつて間もなく実務経験もないと断つた上で、現段階での考えを申し上げるとして、以下の箇条で、地方代官による御林管理の実現を訴えている。②御林の町数改を実施し、見分帳面を当職家老の披見の上で、これを基本台帳（「御元居り之帳面」とすること、③地方代官の一名増加、④御林盗伐者からの科銀徴収、⑤御林材木を藩内諸役所が必要とする際、地方代官を介して本メ役へ伺いを立てること、⑥倒木払い下げの許可、⑦御林に関する諸入札の実施、⑧先年御林方役所類焼のため「御林方之儀ニ付先年より御建置之御作法御條目」が不明のため、「前々より御建置被成候御作法」の下付を願う、⑨御林奉行の時期から継続審議中の件について、これまでの審議内容が不明なので、新たに本メへ伺いすること、⑩御林のうち、請負年季明の場所や、伐出願いのある場所もあるが、「何事も相片付不申」状況で審議が進まず出郷も出来ないことを了解してほしいこと、である。

注目される第一は、④～⑦について、いずれも「只今迄」の御林方の手法をそのまま地方代官が担うことを求めており、本メ役側もそれをほとんどそのまま承している点である。地方代官以前の御林管理のあり方は、基本的にはそれ以前の段階のものと継承していたことになる。第二は、御林方支配についての作法・

条目がなく⑧、また御用繁多が理由で御林請負・伐出にも対応できていない（⑧）という点である。地方代官は、御林支配に関する実務ノウハウをほとんど持っていないので、速やかに見分を実施することを求めている。この点は地方代官支配が短期に終わった要因の一つとなつていく。第三は、御林の町数改めおよび見分帳面作成の計画である。いわば御林の検地帳とでもいうべき台帳を作成する方針が確認できる初見であり、この案は、その後の御林支配に大きな影響を及ぼすことになる。

さて、今一つの史料は、翌寛政四年十二月十六日の地方代官の伺書と、それに対する同月二十九日の本メ中からの申達である¹⁶⁾。その直前に地方代官より本メ中であつて「御林品数有之内、御建林等にて重立候外、場所二より其村百姓共へ割付置候得は、名田同断にて運上銀御年貢同様令上納、制道二も相及申間敷」こと、つまり御林のうち、御用木確保のために重要な御林は除いて、地元百姓らに割り付ければ、名田から年貢上納をさせるのと同様に、御林から運上銀を毎年上納させることができ、かつ地方代官による制道の必要がなくなることを提案していた。既に為替方役所期にも定請名負林化は進んでいたが、御林を百姓に割り付け、御林から運上銀を恒常的に毎年確保する方針を、領内にあまねく拡大させようというのである。この提案は、当職家老の了解を得るところまで進み、そのために、御林を地元百姓に割り付ける方法「御林名負居り下札指遣方」の具体的な提案として出されたのが、今回の伺書の主眼である。

具体的にはまず、①基本的には御林を村中に、または小規模の御林の場合は願人に割り付け、床銀を上納させ、当職家老の了解をえた上で彼らに下札を下付すること、また後日御林帳が完成した時には、そこに「名負」を書き込むこと、御林内を田畠に開墾する場合は願出させた上で御蔵奉行の判断に委ね検地請させること（御蔵奉行の了解済み）、これら名負で割り付けた御林を「名負林」とすること、としている。その上で②御林運上銀については、年貢請と同様に増減があるので、下札にはその額は書き込まないこと、③御林一反あたり何本として杭木や御用木を調達した方がよい場所もあるので、その場合はよく量つて決めること、また木々の伐採は百姓の自由に任せて乱伐させては、のちのち運上銀に支障をきたすことになるので、「場所之趣」をよく量つた上で、伐採を許可すること、④為替方支配の段階で設定された定請名負林についてはそのままとするが、床銀

上納による「名負林」とする希望があれば変更すること、⑤これまで御林内を入会で下草刈してきた場合でも、名負林または定請名負林に命じること、を提案し、すべて本メ中から了承されている。

第一に「名負林」とは、御林を地元村百姓らに名請させ、運上銀・床銀を納めさせるシステムであり、それは御林の本源的機能である御用木確保は大規模な御林に委ね、小規模な御林からの貨幣獲得を狙った策であったといえよう。第二に、しかもその全面的導入は、「制道ニも相及申間敷」という表現にみられるように、地方代官による制道が行き届かない現状の中で、御林を名請させた村や百姓らにその責任を明確化させることをも意味していたのである。第三に、この名負林の下札による公認は、寛政三年段階で提案されていた御林検地帳の作成とセットで進められようとしており、田畑における検地帳をもとにした年貢徴収同様に、まさに「地方代官」ならではの方式である点が注目されよう。第四に、その点で「御林」名負林は、これ以前の為替方役所期の「定請名負林」とは、御林からの運上銀確保という点で共通しながらも別の制度⁽¹⁷⁾として措置されており、それを一般化させようとした点で、次なる段階へと御林改革を展開しようとしたものといえよう。

ウ．林方代官期―寛政六年（一七九四）八月～幕末

しかし、地方代官による御林の管理は、代官の本来業務に支障をきたすようになったために、早くも寛政六年（一七九四）には林方代官が新たに設置されることになった（c3）。それを示すのが、引用されている同年八月三日付の「覚」⁽¹⁸⁾である。それによれば、地方代官の管轄下では、年貢収納や本来の仕事で忙しく、また御林は多くかつ広く、御林の境目も不明であるため、その取締が行き届かず訴訟も絶えないこと、現在の目先の利益ばかりを考えて取り扱うために、山請や枝打の時期も失い、御林が衰微する原因にもなっているという。そこで今回、御林担当の専門部局として林方代官を新たに設置することで、「御林方御古法」御地方御作法」を基礎に、林木や各地域の産業や、「御国益」が損なうことが無いようにすることを林方代官に命じ、御林「振興」を狙ったのである。

では、地方代官期における、御林検地帳の作成と名負林制度を車の両輪とする御林改革案は、頓挫してしまっただろうか。この点を確認するために、今少し林方代官期の制度を確認していこう。

第一は、御林に関する触を出すことである。林方代官設定の半年後にあたる寛

政七年二月八日には領内の村々に対し、①御林について（利用の）諸願があれば申し出ること、②拝領林・定請林・年限請林・寺院宮林においても、枝打・下刈・根伐の場合には役人に申し出ること、③五木・七木の伐採は以後も禁止すること、④御林盗伐は従来通り厳罰とすること、⑤御林でも野山でも野火（山火事）の際は、地元村・近村が駆けつけること、御林近くで春に肥草を焼くことの禁止、⑥山里で田島にできないところには諸木を植え付けること、一方御林の中で開拓したい土地があれば願ひ出ること、⑦御用以外での御林への立入禁止、を触れている⁽¹⁹⁾。これは基本的には従来からの御林方での基本方針、つまり「御林方御古法」に相当するものと考えられる。ただし、御林について立入や盗伐が基本であるものの、一方で願ひ出た上での利用も認めることが、既定方針となつている点①②⑥には、留意しておきたい。

第二は、御林以外の地に対する木々の植付の推進である。その目的は「御国分地林」が不足して臨時御用材木が不足することに対処して計画され、寛政七年十二月には野山を、翌八年四月には空地・愈上・洲崎等を対象として林方代官主導で植付を実施する案が本メ中に出され、許可されている⁽²⁰⁾。さらに林方代官は五月に地域や林野種別を問わず「南北野山并海部郡稼山・渡世山・植付林・勸農林等」をすべて自らの受持とすることを願っている。さすがにこれは本メ中の了承は得られず、「野山」は地方代官受持のまま、また稼山・渡世山は従来通りとなったが、持山・植付林・勸農林に関しては林方代官受持が了承されている⁽²¹⁾。林方代官は、御林以外の地への植付の推進を機に、野山・稼山・渡世山以外の山林について、その大半を管轄対象へと包摂したのである。

第三は、御林番人ら在地の担い手の地位改善である。まず御林番人については、（番人という呼称故か）「筋目悪敷者」のように理解され新たな担い手が嫌がることを理由に、御林番人は「御林目付」という名前に改称し、加番人も「御林下見」と改称させることを願ひ、寛政八年五月に本メ役に了承されている⁽²²⁾。また、御林方胴積役についても、わずかの見積違い（払下等の際力）が藩の損益にも関わる重要な役柄であるので、相応に厚く手当すること、具体的には苗字帯刀の許可を求めて、これが同年九月に承認されている⁽²³⁾。

そして第四に重要なのは、林方検地帳の作成である。寛政九年三月には、名負林・定請林・年限受林等について年貢同様の「居り運上」を設定し、山ごとに惣改を実施し、上中下と等級をつけ、名負人には林方代官と「従役之面々」（御林

目付らカ)の印を付して「下札」を發行すること、またその内容を記した帳面を「何林御検地帳」と名付けることが決定されている⁽²⁴⁾。徳島藩の御林検地帳は、地字・等級・面積・床銀・名負人が記されている点で、御林管理上の基礎帳簿であるが、幕領で作成された「御林帳」⁽²⁵⁾のように、樹種別の本数・林況までは記されていない。この点でも徳島藩の御林検地帳は、樹種・林況をもとにいかなる御用木が確保できるかという関心ではなく、どれだけ運上銀を確保できるのかという関心が優先して作成されていたといえるであろう。さらに同年十二月には名負人が名義を他人に譲渡する際には、林方の手先手代裏判証文によることが定められた⁽²⁶⁾。これは、名負林の譲渡に藩のチェックが入ることを意味するが、もう一面では、それまで当事者間で水面下に実施されていた、名負林の譲渡という行為がそれ自身が、藩によって公認されたことを意味する点で重要な転機といえよう。

こうして、林方代官設定直後の寛政七年(一七九五)～同九年における御林制度改革をあらためて見直すと、その政策基調は、御林からの御用木確保といった本源的な性格を維持しつつも、i御林検地帳の作成による御林掌握と、iiその御林の名負林化に象徴される請負制度の導入に伴う貨幣獲得にあり、それが分かちがたく結合していた点にこそ特徴があるといえよう。御林検地帳は、単に御林の状況を把握するための基礎帳簿であるにとどまらず、御林の名負林化を領内に普く広げていく上で不可欠な存在であったからである。この内iiは既に為替方役所期に一部実現していたが、iとiiのいずれも地方代官支配期に新たに一般化が構想されたものであり、林方代官期は、こうした萌芽的基調を藩領全体に普遍化させることで、御林改革を実現していったことになる。その意味で地方代官期の御林改革構想は、林方代官期に継承され実現をみたと位置づけることができるのではなからうか⁽²⁷⁾。

その後、天保元年(一八三〇)九月になると「林方御役場」は、御蔵所付となつていく(c4)⁽²⁸⁾。これにともない御蔵所検見役の者が林方御用も兼任するよう指示が出されていることから⁽²⁹⁾、これによって林方役所が消滅したのではなく、組織としては御蔵所の関与の下で、林方役所が御林の管理を担当していくことになったとみるべきだろう。「御林成行記」編さん当時、御林の管轄は、御蔵所の下で林方代官―林方役所が担っていたのである。

三、御林の分布とその特徴

御林の分布とその内容については、「御林成行記」のBで中心的に示されている。まずb1では、御林の分布状況について概括している。すなわち、「往古今之御建林」は、各郡の奥地にあり、地域的には北方よりも南方に真木生の御林が多いとされている。この「往古今之御建林」とは、前稿で「初期御林」と位置づけた十七世紀前半からの御林を指すものと考えて良い。それは圧倒的に南方に集中しているという記述は、前掲図とも照合している。

以下、記載順に、郡毎にその内容を確認していくが、注意しておきたいのはBの編さん過程である。Bでは各御林の町数について、先年からの申し伝え、あるいは御林目付の元にある古帳面の記載をもとにしており、新たな一律的調査によるものではないという記述がある(b10-8)。古帳面が「御林検地帳」を指すのかどうか確定はできないが、御林の広さなどその実態については、基本的に現地の御林目付等が掌握しており、林方役所も御林番人の存在なくしては実態を把握できなかったのである⁽³⁰⁾。

(1) 北方七郡

三好郡 まず三好郡(b2)は、百姓らが村中で所持し、入会で利用するような「野山」が多く、運上を藩に上納するような山は少ないこと、また御林は山城谷(表2整理番号12・13)(以下、(番号)と略記)にあり、二〇〇町程の広さで、樅・梅が生えているが、木筋が悪く、「仕成木」を川流しできないという条件の悪さを指摘している。なお、ここでも前述の加茂村の御林のような小規模御林については、一切ふれられていない。

美馬郡 ついで美馬郡(b3)のうち、吉野川筋の山々は、家老稲田家の拝知が多いため、御林は少なく、太田村に松生山がある程度であるという。また、祖谷山・阿佐名内の谷道山(7)は寛政期に名主阿佐只之助が、上木を「御手仕成」つまり藩用材とすることを願ひ出て、その際、上木だけでなく山の土地全体を藩に献上し、御林となったという事情が記されている。祖谷山では、寛文十一年(一六七一)に祖谷山百姓が、「御年貢請込山」の負担軽減を理由に、「杣山」献上を願ひしたが、藩に献上(〓御林化)となれば上木だけでなく伐跡地の利用が出来な

くなることが判明し、願い下げている³¹⁾。しかし、十八世紀末の段階になり、名主が持つていった山を御林化することが現実のものとなっているのである。

美馬郡では、このほか新山御林があわせて二百町ほどあり、杉・梅・樅などがあるものの、大半は雑木であるとされている。新御林は雑木が中心であったという点がわかるとともに、雑木では御用木にならず、「仕成」可能な真木(杉・檜・樅・梅)がどれだけあるのかという点が、藩側の主要な関心であることが確認できる。なお、「森林」には少しではあるが真木があるという。この「森林」とは鎮守等の森であろうか。

阿波郡 阿波郡(b4)では、日開谷村に槻御林十九町があるものの、木筋が悪く、普請木にはならないこと、またその他の山の多くは松・雑木が生える山で、しかも「受林」(定請名負林または名負林)となっている。

麻植郡 麻植郡(b5)では、まず木屋平村の剣山周辺の御林が十ほどがあげられ、その広さは千七百町から七町までまちまちであるが、仕成可能な梅・樅の本数が書き上げられている。しかし、いずれも「遠山」で材木仕成が困難である旨が記されている。

一方、遠山でない御林として、湯吸御林・植桜御林(16・17)が記されている。両山は一続きであるが、真木ではなく、松木が中心の御林で、年限を限って上木を払い下げ、金銭収入の対象としている。また、このほかの郡内の御林も松林が中心で、大半が「請林」であった。

板野郡 板野郡(b6)は、大規模な山林はあるが、真木が生える御林は無く、御林はすべて松である。とくに宮河内(4)・板東(3)の御林は谷奥深くにあり、周囲二里の範囲は松と雑木が中心で、その大半は「請林」となっている。

名西郡・名東郡 名東・名西両郡(b7)も、阿波・麻植・板野郡と同様に、真木が生える御林は無く、御林は松・雑木が中心で、「受林」となっている。ただ、名西郡上山村奥分には六つの字にまたがる広大な御林があるが、これも「遠山」で、樵木仕成にしても採算がとれないため、ここを請所として請け負う者もない状況が示されている。

以上、吉野川流域の北方七郡においては、①御林は多数存在するものの、その多くは松・雑木が生えた山であり、その規模もそれほど大きくはないこと、②また御林名が記されるような、ある程度大きな御林であったとしても、松・雑木が中心であるか、真木の生えるものの「遠山」であり、藩用材を伐り出して利用す

るのには適さない山であったことが確認できた。また、③その小規模の松・雑木の御林の多くは、「請林」、つまり定請名負林または名負林として、運上銀を名負人に上納させる見返りに、その用益権を名負人に認めるといふ制度を導入していたこと、したがって④藩の関心は、あくまで「御手仕成」といふ藩用材の伐り出しに向く真木の確保か、それができなければ払下げあるいは「請林」化による貨幣収入の確保にあったものと考えられよう。

(2) 南方三郡

勝浦郡 勝浦郡(b8)は、数は二つと少ないが、広大な御林が存在した。まず、殿河内御林(31)は、四三〇町もの広大な御林である。ただし、この段階で真木はなく、樅・梅が少々ある程度である。興味深いのは、近年、杉の苗を植えた点との記載がある点である。殿河内御林については、羽山久男氏の研究がある³²⁾、寛永五年(一六二八)一月の段階で、寺沢六右衛門が蜂須賀藩庵より、「勝浦郡之内とる河谷」より「杉檜其外諸材木」を伐り出すことを認められている。また、関連史料によれば、これ以前に、大坂天満の新左衛門なる商人がこの殿河内山の請負を認められ材木を数年間伐り出していたが、藩への上納銀が不足して、大坂に逃げ帰ってしまった結果、寺沢六右衛門が代わって請負を命じられている³³⁾。このように殿河内御林は、十七世紀前半の段階から御林として設定され、大規模な伐採請負が実現していたのである。

つづく立川御林(32)は、広さ六四八〇町と「御林成行記」に掲載される御林の中で、面積が判明する中では最大の御林である。真木が生えており、また雑木は棚野村五か村の稼場ともなっていたほか、安宅役所所持の「御引徐山」も内部に設定されている。そして、城下近くで頻繁に伐り出され、近年その跡地には杉苗が植え付けられている。両御林は、広大であるのもちろんのこと、勝浦川と通じて材木が徳島城下町へと流通させやすい条件をもっていたことから、藩側からは藩用材伐出の重要な御林として位置づけられていたこと、だからこそ真木を再生産させる植林が展開していたことが確認できよう。

那賀郡 那賀郡(b9)の御林は、前に述べた横石杉山(45)・葛ヶ谷(44)の両御林のほかに、麻尻山(39)・菊千代谷(36)、そして横谷・川成・岩蔵村にある那賀川北俣筋源流域の山々が書き上げられている。規模は百町前後が多いが、御林が隣り合う様に集中した地域でもある。樅・梅等が一〜二割を占めるの

が大半の中で、葛ヶ谷と杉山御林だけは杉が六〇八割で大木もあり、主要な藩用材供給林の一つと目されていることが確認できる。また、この二つの御林では、雑木は定請林として利用したとあるが、それはかつて検討した近世後期の葛ヶ谷御林の実態でも確認できる³⁴⁾。なお、槍戸御林の後ろには、「長川筋奥所」は高山で、木筋が良いが、木目が狭く成長が遅いため大木はないこと、また以前は檜の大木があつたようで、その切株があちこちに見られることが指摘されている。

海部郡 海部郡 (b10) には最も多くの御林が記されている。地域毎にわけて述べられている。

まず那賀川本流の源流に位置する木頭上山分 (b10-1-2)。いずれの山も杉・檜・樅・梅等の真木と雑木とが混在する。またその内部に「伐畠山」つまり地元百姓らに認められた焼畑農業の地が包摂されている御林が多く、中には五割から七割が伐畠山となっている場合もある。有木純善氏によると、木頭地域の焼畑は、御林内の「伐畑御林形態」と、民有地内の「検地名負伐畑形態」とがあり、これらによって住民の生活が維持されてきたという。ここでの「伐畑山」は「伐畑御林形態」とされるものと考えられよう。一方、やや下流で比較的規模の小さな御林がある木頭下山・古屋谷筋 (b10-3) は、同様に杉樅樺と雑木からなるが、「伐畠山」の記載はない。

ついで海側である。赤松村谷筋 (b10-5) は、那賀郡の葛ヶ谷・横杉杉山と尾根を隔てて背中合わせの地域であるが、天狗谷御林 (77) も八郎山 (76) も大規模である。杉樅樺も大きく、また雑木は定請名負林となっている。両御林も隣り合っているが、このうち天狗谷は赤松川から那賀川に、八郎山の谷は海側に流れ出ている。また、牟岐郷七ヶ村周辺 (b10-6) には、御林は存在するものの、真木の生えている御林はなく、雑木御林の木々は一定の年限毎に「御払」となっている。さらに、海部川上流周辺 (b10-8) の禅僧山 (57)・請ヶ峯 (59)・槇小屋 (58) は海部郡内では最も大きな御林群である。しかも、杉などの真木が多く、請ヶ峯では、うち千本を安宅役所帳付木とし、残りのすべての杉を「御手仕成」とするか「疼木御払」としている。また杉が小木で少ないところには、杉苗の植付を実施しているという。

以上、南方三郡においては、第一に、大規模な御林が随所にみられ、とくに勝浦川・那賀川・海部川流域に集中して存在したこと、かつ杉・檜・樅・梅といっ

た材木となりうる真木の割合が高いことが確認できた。こうした真木を大量に確保し、川筋近くの比較的産出が容易な場所に御林が存在していたことが、ここでも確認できよう。第二に、ここでの記述内容に注目してみると、御林内の杉・檜・樅・梅等の山での割合や、木の太さに主要な関心が払われていることが確認できる。やはり、藩の関心はどの御林から御用木が確保出来るのかという点であつたことがわかる。一方、真木以外の雑木については、定請名負林として地元村落構成員に委ねるか、あるいは請負商人に「御払」として委ねるなど、請負制度を導入して伐り出させ、藩としては運上銀等を確保するケースが見られる程度で、薪炭そのものを調達しようとする意図は、ここから見取することはできない。

第三に、こうした特徴をもつ南方三郡においても、地域的な差異が見られることに留意したい。例えば、那賀川上流の木頭地域には、御林内にも伐畑山が多く存在していたことが確認できた。また、その地域とも重なるが、御林内に「取山」と称する山が存在していたことが確認できる (b10-4)。取山については、別途詳細な実態分析が必要であるが、少なくともここでの記載によれば、もともと御林であつたが、ある段階から取山が設定され、「木末代」を毎年上納させる見返りに、地元の百姓に利用権を認めるという形式をとっている。また、その木末代は、十九世紀段階では御林目付が集約した上で各郡代に納めるようになってくる。この取山は、制度的には定請名負林と共通する面もあるが、分布範囲が那賀郡・海部郡のうち那賀川上流域に限定されていることから考えて、木頭代官が当該地域を管轄していた段階に設定された制度が、その後、郡代管轄となった十九世紀においても継承されたものと考えられよう。

第四に、殿川内・立川・請ヶ峯といった御林では、植林が展開していたことが注目される。植林についても、既に有木純善氏による指摘があり、木頭地域では寛政期に藩側より御林内での植林と、成木後の半数を造林者に下げ渡すという内容の、造林奨励策が存在したという。かつて筆者も、寛政三年 (一七九一) に、木頭代官三間才知助・渡孫太夫が、木頭地域の取山・検地名負の伐畑に、杉・檜三千本一株として植林を奨励してきた事実を指摘したことがある³⁵⁾。殿河内等での御林の植林が、いつどのような形で開始されたのかは、今のところ明らかでないが、少なくとも藩用材確保の重要御林と目される場所では、植林が広く展開していたといえよう。

むすびにかえて

本稿では、近世後期阿波国における徳島藩領の御林の分布とその特徴について、二つの国絵図と「御林成行記」をもとに検討した。史料上の性格から、主要な御林の分布しかうかがえなかったが、次のような傾向をみる事ができた。

御林は阿波国全体に存在していた。しかし、吉野川流域では、松や・雑木の御林が大半で、全体的に規模もそれほど大きくない御林が多かったため、主要な御林名を掲載する国絵図の上では、御林名が少ない結果となった。まれに三好郡山城谷や麻植郡の剣山麓等に広大で真木が生成した御林が存在したが、奥山で伐り出すことが困難なケースが多く、これらの山から藩用材を確保するのは困難であると捉えられていた。一方、南方三郡（勝浦・那賀・海部）では、勝浦川・那賀川の中流・上流域に規模が大きな多くの御林が密集して設定されていた。その多くの山では、真木と雑木の混成林であったが、真木の割合が比較的高く、川筋近くで搬出しやすいという条件にも恵まれており、「御手仕成」して藩用材を確保したり、請負商人に請け負わせる「御払」を実施する山として捉えられていた。こうした御林の分布状況をふまえつつ、藩は、「御林成行記」を作成した十九世紀中頃においても、真木の樹種・太さに主要な関心があり、どの御林に用木化可能な真木が存在するのか、つまり御林の本源的能力である御用木確保がいかに可能かという点を重視していた。また、一部の御林では遅くとも十八世紀末には、藩主導で植林を実施していた。

その一方で、吉野川流域の松・雑木を主要とする御林や、南方三郡の御林の雑木については、定請名負林や名負林に設定し、特定の百姓や村から運上銀を收取することで、彼らにその利益権を認め、御林から恒常的に貨幣収入を得ようとしていた。こうした運上銀重視の政策は、十八世紀後半の為替方役所期に一部の郡で定請名負林として実施されていたが、その後、寛政期の地方代官支配期には、これを藩領全体に広げるという政策が芽生える。それは実質的には請負制度を御林全体に導入することを意味していたが、御林検地帳を作成し、これをもとに名負林を設定することで、田畑から年貢を確保するのと同様に、御林（の名負人）から毎年運上銀を確保するという意図をもっていた。御林の地方代官支配期は数年で頓挫するが、十八世紀末以降これに変わって御林を管轄した林方代官は、地

方代官の御林政策基調を基本的に継承し、藩領全体に広げ実施したのであった。こうした寛政期の一連の動きは、徳島藩領における「御林改革」と評することができる。

註

- (1) 拙稿「近世後期における徳島藩の御林と請負―那賀川中流域を事例に―」『鳴門史学』二六、二〇一三年二月、拙稿「近世前期徳島藩における御林制度」『鳴門教育大学研究紀要』二八、二〇一三年三月、拙稿「近世前期徳島藩の御林と御林番人―那賀川中流域を事例に―」『史窓』四三、二〇一三年三月。
- (2) 有木純善『林業地帯の形成過程―木頭林業の展開構造―』日本林業技術協会、一九七四年。
- (3) 徳島市立徳島城博物館編『阿波・淡路国絵図の世界』（絵図図録第三集）、徳島市立徳島城博物館、二〇〇七年。
- (4) 詳しくは前掲拙稿「近世後期における徳島藩の御林と請負―那賀川中流域を事例に―」、および同「近世前期徳島藩の御林と御林番人―那賀川中流域を事例に―」。
- (5) 拙稿「近世後期の『新御林』に関する一考察―三好郡加茂村を事例に―」『阿波学会紀要』五九、二〇一三年七月。
- (6) また、逆に名東郡や那賀郡の平野部など、「御国画図」や「御國中惣絵図」では主要御林が分布していない地域にも御林目付が存在する。その理由については、今後の課題としておきたい。
- (7) 編者は元和四年（一六一八）の壁書第六条のうち、とくに「山林相止」の記述を、山林であることを止めることの意味から、さらに山分での木々を生やすことの禁止Ⅱ伐採による開発推進と理解している。しかし、この箇条の主眼は、論所の判断は検地帳面によること、代官・給人・郡奉行の判断による山林利用の停止は禁じることであり、全体としては、地論・山論での代官・郡奉行らによる個別的恣意的な裁定を否定する内容である。だからこそ伺いを立てることなく郡奉行が「沙汰」した場合には越度とされているのである。したがって、編者の解釈のように、この箇条のみをもって山林伐採による畑

地化の推進を一般化するのには、やや無理があるように思われる。また、寛永三年（一六二六）の二つの判物は、勝浦郡八多村・宮井村の山林について、用水利用のため伐採を禁じ「はやし置」くことを、二代藩主忠鎮（のち忠英と改名）が命じたものである。郡奉行らではなく藩主による直仕置が見られる点は興味深い。これも、編者のように、山林を「はやし置」く場合に、その許可を取らねばならなかった事例とまで理解するには、難があるといえよう。

(8) 前掲拙稿「近世前期徳島藩における御林制度」および拙稿「近世後期における徳島藩の御林と請負―那賀川中流域を事例に―」。

(9) 国立史料館編『徳島藩職制取調書抜(上)』東京大学出版会、一九八三年、二三四～二三九頁、番号五二五～五四一。

(10) 「書抜」五三〇、寛政元年十一月二十五日(前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二二七頁)。なお、為替方役所は、御林以外にも、那賀郡大井・加茂・細野・吉井四ヶ村の火打石(寛政期には大坂天満の沢屋徳右衛門が請負人となっている、「書抜」五三五)、那賀郡鶴口の薪炭諸品口銀(「書抜」五三六)、「御貸付諸品御払代銀滞取立」「御家中御貸付取立」「書抜」五三八)、「郷中御貸付銀取立」(「書抜」五四一)などの管轄も担っていた。

(11) 実際、「書抜」五三一、寛政元年十二月二十三日では、板野・那賀・勝浦三郡の御林は、この時まで為替方役所の所轄であったこと、しかし為替方役所の廃止にともない御林方の所轄へと変更されたことが示されている(前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二二七頁)。

(12) 前掲拙稿「近世後期における徳島藩の御林と請負―那賀川中流域を事例に―」。

(13) なお、板野郡と阿波郡では新御林と同時に野山の定請林化も推められていた。天明二年(一七八二)には一年間だけ特例でこれらの地での「下草」利用は認められたが、にもかかわらず翌年正月に入っても新御林の下草を無断で苅る者がいたため、大北郡奉行の津田叶が取締を組頭庄屋に命じている(『阿波藩民政資料』徳島県物産陳列場、一九一四年、九六四～九六五頁)。

(14) 寛政初年は、ちょうど十一代藩主治昭が、藩財政の危機を背景に、家老長谷川近江による専制政治に対し不満を持ち、初代藩主至鎮～三代光隆期までの「祖法」に則って、近習役の協力を支えに「直仕置」と家老仕置との両立

を目指し始めた時期に相当する(安澤秀一「寛政期徳島藩における地方支配改革の特質について」『地方史研究』九二、一九六八年、高橋啓「近世藩領社会の展開」汲水社、二〇〇〇年、第三章第三章、三宅正浩「近世大名家の政治秩序」校倉書房、二〇一四年、第五章)。地方代官による山林支配は、こうした動きと何らかの関連をもって進められたと考えられるが、残念ながら、直接その事情をうかがう素材は残されていない。

(15) 藩法研究会編『藩法集3 徳島藩』創文社、一九六二年、史料番号一六九五(以下『藩法集』一六九五のように略記する)。

(16) 前掲『藩法集』一七〇九。

(17) 「定請名負林」と「名負林」とは、御林を地元百姓に請けおわせて運上等を上納させる点で極めてよく似た制度であり、筆者は従来これを同一視してきたが、本文で述べたように制度としては異なる要素を持っていたと修正する必要がある。その実態面での差異については、今後の検討課題としたい。

(18) 同文のものとして、「書抜」六四八(前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二七二頁)および前掲『藩法集』一七二四。

(19) 前掲『藩法集』一七一八、「書抜」六五六(前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二七四頁)。

(20) 前掲『藩法集』一七二六、「書抜」六五八・六五九(前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二七五頁)。

(21) 「書抜」六六〇(前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二七五～二七六頁)。

(22) 「書抜」六六一(前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二七六頁)。

(23) 「書抜」六六三(前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二七六頁)。寛政十二年三月には、これまで林方胴積役の手当は賃銀として一日二匁であったが、遠隔地からの出張でなにかと費用も多くかかることから、役中二人扶持が与えられることになり、そのぶん賃銀は一日一匁三分に変更されている(「書抜」六七〇、前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二八〇頁)。

(24) 前掲『藩法集』一七三七、「書抜」六六五(前掲『徳島藩職制取調書抜(上)』二七七～二七八頁)。比較的時期の早い御林検地帳としては文化元年(一八〇四)十月「海部郡浅川村名負林御検地帳」(前掲『阿波藩民政資料』一九一四年、五〇八～五一一頁)がある。ここでは、村内の御林二十一ヶ所(七畝～三反と小規模)が、上林・中林・下林と等級付され、一筆ごとに床銀・

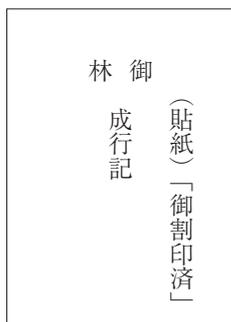
- 定請銀・名負人が記され、林方代官森三五左衛門・坂東三左衛門の連名と、林方御用山下伊賀右衛門の印・花押によって発行されている。
- (25) 所三男『近世林業史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）。弘化期の飛騨国幕領の御林帳から、その木材資源の管理と利用を論じたものに、高橋伸拓『近世飛騨林業の展開―生業・資源・環境の視点から―』（岩田書院、二〇一一年）補論がある。また、藩領の事例としては、享保期の広島藩の「御建山御留山野山腰林帳」をもとに地域毎の「植生」を復元した、佐竹昭『近世瀬戸内の環境史』（吉川弘文館、二〇一二年）第一章～第三章が興味深い。
- (26) 「書拔」六六八（前掲『徳島藩職制取調書拔（上）』二七九頁）。
- (27) ここで確立された御林管理の実態については、前掲拙稿「近世後期における徳島藩の御林と請負―那賀川中流域を事例に―」を参照されたいが、ほかに年代不明ながら「御林仕居方大綱」（『阿波藩民政資料』徳島県、一九一六年、二〇二八～二〇三四頁）が参考になる。
- (28) この点は「安永以来諸御役場新二被仰付候分書拔」三五二（前掲『徳島藩職制取調書拔（上）』三五二頁）でも確認できる。
- (29) 「安永以来諸御役場新二被仰付候分書拔」三五六（前掲『徳島藩職制取調書拔（上）』一六三頁）。
- (30) また後で見えていくように、郡毎の記載内容に若干のバラツキがみられるのは、各郡からの報告に依拠する面が強かったからであろう。
- (31) 拙稿「近世前期の祖谷山商人と大坂」塚田孝編『身分的周縁の比較史―法と社会の視点から―』清文堂出版、二〇一〇年。
- (32) 羽山久男『山村地域の史的展開―徳島県勝浦郡上勝町』教育出版センター、一九八一年。
- (33) 寺沢六右衛門についてまとまった史料として、『徳島県史料第二卷阿府志・阿淡御条目』（徳島県、一九六七年、三七二～三八八頁）がある。詳細な分析については、別の機会に譲りたい。
- (34) 前掲有木純善『林業地帯の形成過程―木頭林業の展開構造―』。
- (35) 町田哲・新居聡「木頭材木挽座株に関する一史料」『阿波学会紀要』五一（木沢村惣合学術調査報告）、二〇〇五年一月。

附 史料翻刻「御林成行記」

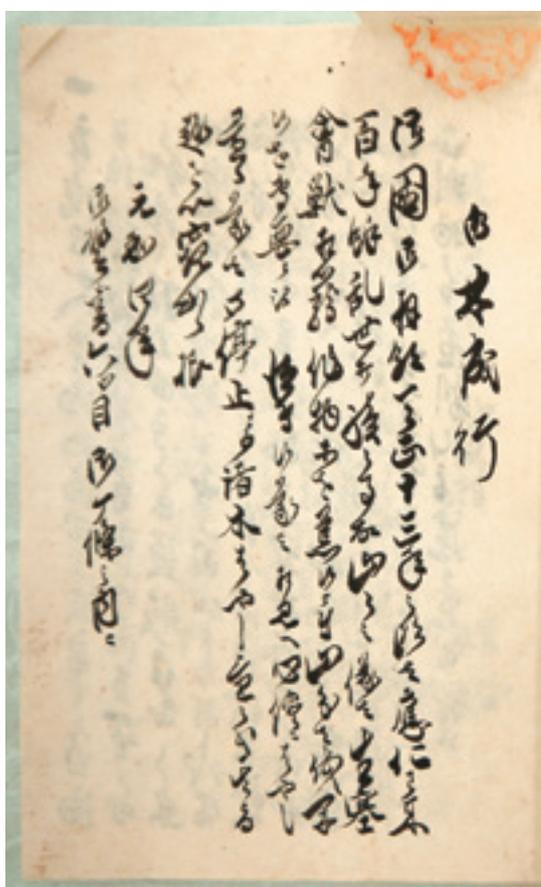
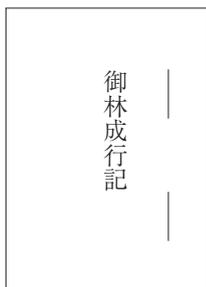
〔凡例〕

- 一、「御林成行記」(個人蔵・徳島市立徳島城博物館寄託)を翻刻した。
- 一、改行は指摘せず、欠字・平出はともに一字あけて示した。
- 一、本文の字体は、原則として常用漢字を用いたが、類出の異体字・俗字〔并〕「𠂔」などは一部使用した。
- 一、便宜上、太字・数字(例「a1」)で内容のまとまりを示した。
- 一、句読点はすべて(・)に統一し、適宜並列点(・)をほどこした。

〔袋〕



〔表紙〕



A
朱割印) 御林成行

a 1

御国御拝領(一五八五)天正十三年之頃は、応仁已来百年余乱世打続候事故、山々之儀は生塞、禽獸相籠作物等を荒候二付、山分は伐開候を専要二被 仰付候義と相見へ、心候二はやし置候義は御停止二而、諸木はやし置候義其旨趣を以窺出候様

(二六一九)
元和四年 御壁書六ツ目御ケ條之内二

一、庄境目出入には、論処論田之族有之は勿論被任檢地帳面之旨、可有其沙汰、万一竿外之地論は双方曲事之至、盜賊同前候条可被及其沙汰、然は右之田畑は為時々代官斗別二百姓可申付、付り自今以後代官・給人・郡奉行為覚悟処々山林相止義令停止候、為在処又は用水便二も可然義候ハ、申窺可隨、其左右無致沙汰は郡奉行可為越度事

右二引合候は、八多・宮井両村二左之通 御判物被下置制札二而建置御座候

宮谷

掟 勝浦郡八多村 殿林

犬飼

一、当山林為用水先年分はやし置候条、猶以自今已後他郷之者は不及言、在処之者共初一切伐取間敷候、若シ相背者於有之は忽可為曲事候、付り草かや荊候義、所之者ハくるしかる間敷者也

忠鎮様御判

寛永三年六月三日

掟 勝浦郡宮井村 ねき山

一、当山林為用水先年分はやし置候条、猶以自今已後他郷之者は不及言、在処之者共初一切伐取間敷候、若シ相背者於有之ニハ忽可為曲事候、付り草かや荊義、処之者ハくるしかるましき者也

忠鎮様御判

寛永三年六月三日

a 2

一、寛永度已来ハ御治世ニも相成、山々も伐開、奥山分迄御検地も行届候方成、其後正保・慶安・承応・明暦・万治・寛文と三四十年来も押移、追々ニ野山入合荊之場処五木・七木御指留被 仰付御触、左之通

覚

一、桐・栢・楠・桑・朴・槻・柿

右七木伐採義、國中自今已後法度被 仰付候、若向々拝知之内ニ有之木、其子細申来は仕置処へ可被相窺事

承応二年二月六日 郡御奉行分南北へ触出ス

一、御國中野山分、松・栢・杉・檜・楊梅右五木は御留置、其外下荊下草等ハ只今迄之通可被下置候、縦令雖野山たりと、百姓稼山之義ハ可為格別事

寛文十二年九月三日

一、此度在々野山分、松・栢・杉・檜・楊梅五木、自今已後御留被成候、然とも正月門松之義は如例年野山ニ而有来通可仕旨、賀島主水被申間候二付、在々相触申候

子極月三日

一、檜・杉・槻・黄檜・栢・楠・樺、右之木薪ニ仕義自今已後停止被 仰付旨、山田豊前被申渡候二付、郷中相触申候

延宝三卯年正月十六日

右四ヶ條は郡方記録ニ御座候

a 3

右之通御触御座候以来、野山之内上ハ木相生候所は自然入合荊も相止り、追々御林多出来成候義と相見、寛文・延宝分は百七八十年余之只今ニ至り新御林・五木林等之名目相残り居申候御林、端々御座候、近來運上銀相増候義は、右之御林名請・定請等之仕居、又は野山之内も下氣服次第請林之仕居相手懸申義ニ御座候

一、山焼之義は堅停止被 仰付置候処、今以相止り不申、愈以放火仕間敷候、火発り候節は不及申、所之者共罷出、早々取消可申候、且又野山へ入込候刻、近所ニ居合候草刈共見捨候而立退候由相聞へ不埒之事ニ候、此後は随分火ヲ防消留候へハ、其段番人・所之庄屋五人組見届候上退キ可申候、火消へ不申内立去り申間敷候、但其場ニ罷在候へハ放火人ニ可仕成と存、立去り可申候得共、其氣遣不仕消留可申候、此上火を見捨立退候へハ却而放火之主ニ可相成候、尤怪我無之様可相心得事

右之通堅相守可申候、若不埒之者有之候ハ、其科可被 仰付候條、此段急度可申付候、尤件之趣御林奉行共へも可被申間置候、以上

十一月十三日

右之通被 仰出候条、奉得其意、堅相守候様、面々組村中不寄何者可申付旨、急々可相触候、以上

宝永七寅年十一月十九日 郡奉行

a 4

一、御家中諸士并寺社其余末々共拜領林之儀、御判物被下置、又御取次之人ニ御書付相渡、且又請持御役場ニ証文指出御座候、其余無証拠申伝等ニ而所持仕候も多御座候

一、御山下寺院拜領林・預り林とも被下置御座候 御判物其寺々え指出御座候写、左之通

興源院様御折紙

一、大安寺領於分国阿波処々惣高式百石目錄有別紙并境内山林竹木等諸役免許之義、任先規之旨令寄進畢、令寺納不可有相違之條、如件

寛永十五(一六三八)八月廿三日 御判

泰雲和尚

一、当寺山林真シ木は不可伐採之、枝おろし下苧等可任寺用、但草は為家中馬飼用、自今已後遣候条可得其意者也

承応二年二月五日 光隆様御判

持明院

右之通真シ木は被為進、枝下苧被下置候を預り林と相唱へ申候、市中寺院之分大抵同御文段ニ而、御判物被下置御座候

B

b 1

一、往古今之御建林は、多分郡々之奥諸ニ御座候、杉檜等之真木相生候御林は南方ニ多、北方ニハ無数御座候

b 2

一、三好郡中ハ野山多、数ヶ村入合苧ニ而、運上付之仕居ニ相成候場処ハ聊ならてハ無御座候

右郡中ニ而真木相生候御林ハ、山城谷之内、白川谷・奥栗山名・布生御林、大綱式百丁程、上尾筋ハ伊予・土佐御境目ニ相当り申候、樅梅相生居申候得共、木筋不宜、谷筋悪敷処々難処御座候而、仕成木川流シ六ヶ敷相見申候、其余右

郡中寺社森林ニ少々宛真木相生居申候

b 3

一、美馬郡中、吉野川筋南北之山々ハ多分稲田家之拜知ニ而、御林は太田村ニ松生山林少々御座候

同郡祖谷山は都而名主之拜領地ニ而、阿佐名之内谷道山、右名より南へ入込谷筋、凡壺里半斗奥所は高山ニ而、土州御境目ニ相当申候、右谷道山、寛政度名主阿佐只之助上ハ木御手仕成シ願出、其節土地共指上、只今ハ御林ニ相成居申候

祖谷田之内名裏山ニ当り

一、新山御林式百町程杉樅少々宛相生、其余ハ雜木相生居申候、同郡一宇山之内

木地屋 白井 ドス 桑平 九藤重 九日谷

右六ヶ名御林雜木相生、六ヶ処ニ而五十七町程、右郡中ニも処々森林は少々宛真木相生居申候

b 4

一、阿波郡日開谷村榎御林拾九町八反程、一円榎相生居申候得共、木筋悪敷普請木等ニは難相成、其余郡中場広山林都而松雜木相生、多分受林ニ御座候

b 5

一、麻植郡木屋平村劔山近辺遠山ニ而、仕成六ヶ敷御林株々左之通

一、川原谷 千七百町程

生木樅・梅三千本程、三尺廻りより七尺廻り迄

其余雜木も相生居申候

一、内うぶ谷 八拾町程

生木樅・梅六拾本程、三尺廻りより六尺廻り迄

其余前同断

一、弓道谷 百式拾町程

生木樅・梅百七十本程、式尺廻りより五尺廻り迄

其余前同断

一、あるみ谷 十四町程

生木樅・梅百八十本程、式尺廻りより四尺廻り迄

其余前同断

一、柳又谷 六十六町程

生木縦・梅二百三拾本程、二尺廻り六四尺廻り迄

其余前同断

一、下さんじ

上さんじ 二谷二而七町程

生木縦・梅百七十本程、三尺廻り六尺廻り迄

其余前同断

一、富士池谷 百七拾町程

生木縦・梅二百五十本程、式尺廻り七尺廻り迄

其余前同断

一、小劔谷 七百拾町程

生木縦・梅三百五拾本程、二尺廻り七尺廻り迄

其余前同断

一、み越谷 七拾町程

生木縦五拾本程、二尺廻り五尺廻り迄

其余前同断

一、与次郎谷

柳宇谷 三谷二而七町程

石賀谷

生木縦百四十本程、式尺廻り五尺廻り程

其余前同断

同郡里郷二而

一、湯吸御林 八十壹町程、山田村

一、植桜御林 百三拾八町程、桑村

右両山一統ニ相成御建林ニ而松木相生居申候、時々年限を以、上ハ木御扨ニ相

成居申候、其余郡中松林多分請林ニ相成居申候

b 6

一、板野郡中場広山林ニ御座候得とも、真木相生候御林は無御座、都而松生ニ而、

別而は宮河内・板東両村は谷奥深、凡二里斗一円松・雑木生渡、多分受林ニ相

成居申候

b 7

一、名東・名西二郡、是も真木御林無御座、松・雑木相生、多分受林ニ相成居申候、其内

名西郡上山村奥分六ヶ敷御林字六ツニ相分レ、堅五六町より十町斗、横三里も御座候様相見へ申候、東之端は勝浦郡境、南尾筋は那賀郡境、西は麻植郡境ニ而、遠山故樵木仕成シも難引合、受処願出候者も無数御座候

b 8

一、勝浦郡生夷谷筋、奥諸ニ殿河内御林、町数三千四百三十町程場広御林ニ御座候得共、中程ニ萱野も御座候而、真木生シ無数、縦・梅少々相生居申、近年杉・檜植付相手懸罷在候

一、同郡棚野村立川御林、町数六千四百八十町程一円真木相生居申、雑木棚野五ヶ村稼山ニ相成居申候、右之内安宅御役場受持御引除山も御座候、此立川御林は 御山下近ニ而、度々御用木御仕成シニ相成、伐跡又は生シ無数所へ近年杉・檜植付相手懸罷在候

b 9

那賀郡分

一、杉山御林 百三拾町程、横石村

生木杉八步通り、二尺廻りより七尺廻り迄

同 縦・梅二步通り、三尺廻りより七尺廻り迄

同 檜・青檜少々相生居申候

其余雑木は定請林ニ而御座候

一、葛ヶ谷御林 百式拾町程、水崎村

生木杉六步通り、二尺廻り七尺廻り迄

同 縦・梅二步通り、二尺廻り六尺廻り迄

同 檜少々相生居申候

其余雑木ハ定受林ニ而御座候

一、麻尻山御林 三拾六町程、出羽村

生木杉・縦・梅一步通り宛、二尺廻り四尺廻り迄

同 檜・楨・青檜少々相生シ居申候

其余ハ雑木相生居申候

一、菊千代谷 大回り百五十町程、沢谷村

生木縦・梅一步通り宛、二尺廻り五尺廻り迄

其余雜木生合

一、夏切谷御林 大回り百貳拾町程、横谷村

生木樅・梅・雜木前同断

一、下ふべり谷御林 大回り九拾五丁町程、同村

生木樅・梅・雜木前同断

一、阿津ヶ谷御林 大回り百五拾町程、川成村

生木樅・梅一步通宛、貳尺廻る五尺廻り迄

其余雜木生合

一、藤ヶ内御林 大回り六拾五町程、同村

生木樅・梅・雜木前同断

一、わか谷御林 大回り三拾六町程、同村

生木樅・梅・雜木前同断

一、西又御林 大回り九拾町程、同村

生木樅・梅・雜木前同断

一、樫谷御林 大回り百五拾町程、横谷村

生木樅・梅・雜木前同断

一、槍戸御林 豎四里程、横式里程、岩倉村

生木樅一步通、二尺廻り六尺廻り迄

同樅一步通、三尺廻る五尺廻り迄

其余雜木生合、中程の奥分都而雜木生

右ハ長川筋奥諸極高山ニ而、生木筋宜敷、目間細ク御座候得共、寒氣強木品太リ

遅ク候故、只今大木無御座、往古は檜大木御座候義と相見へ、指渡三四疊敷程ニ

相見へ候朽残伐株処々ニ御座候

b 10 | 1

海部郡木頭上山分、川筋下ハ長川へ流出、奥ニ而は南川・北川と二ツ二分

レ、村々御林、左之通

一、登り尾御林 百町程、折宇村

生木杉・檜・樅・梅・雜木生合

一、大栖谷御林 五拾町程、同村

生木右同断

一、折宇谷御林 百町程、同村

生木杉・樅・梅・雜木生合

但大廻り四里半程之内、五步通程伐畠山

残五步通り程町数右之通

一、蔭谷御林 拾五丁程、同村

生木杉・樅・梅・雜木生合

但大廻り一里半程之内、七步通程伐畠山

残三步通程町数右之通

一、宇坪谷御林 二拾五町程、同村

生木杉・樅・梅・雜木生合

但大廻り一里程之内、一步通伐畠山

残り九步通程町数右之通

一、小栖谷御林 二拾五町程、同村

生木杉・檜・樅・梅・雜木生合

但大廻り一里程、伐畠山步通右同断

一、久井谷御林 八拾町程、北川村

生木杉・樅・梅・雜木生合

但大廻り四里程之内、六步通程伐畠山

残り四步通り町数右同断

b 10 | 2

同郡木頭上山村之内、別谷筋、下ハ長川へ出ル

一、谷木屋御林 百九拾町程、海川村

生木杉・樅・梅・雜木生合

但大廻り四里程

b 10 | 3

同郡木頭下山古屋谷筋、長川へ出ル

一、倉ヶ谷御林 貳拾三町程、古屋村

生木杉・樅・梅・雜木生合

但大廻り二里程

一、名谷御林 拾八町程、同村

生木杉・檜・樅・梅・雜木生合

但大廻り壹里程

一、寒葉ヶ谷御林 百廿町程、同村

生木杉・樅・榎・雑木生合

但大廻り二里程

一、角ヶ谷御林 三拾五町程、同村

生木杉・樅・榎・雑木生合

但大廻り壹里程

b 10 1 4

一、海部・那賀両郡木頭分は、御林之外二取山と相唱、往古は御林ニ可有御座様

相見へ候処、中古々木末代之名目ニ而株々々聊宛運上銀指上、土地之百姓相扣

居申、木末代ハ請帳ニ相成年分兩度御林目付取立、御郡代へ相納居申候

木頭分御林之義も、都而木頭御代官受持ニ候処、林方御代官御建被 仰付候已

後、追々御林方へ引渡ニ相成、取山は木頭御代官御郡代へ引渡、只今御郡代

受持罷在候

b 10 1 5

海部郡赤松村谷筋、下は長川へ流出、在処分奥分ニ

一、天狗谷御林 四百町程、赤松村

但惣名天狗谷と相唱候内間、左之通

上ふし谷 内壺ヶ処 五拾五町程

大戸谷 同壺ヶ処 三拾五町程

ほうき谷 同壺ヶ処 式拾貳町程

下藤谷分下善入迄 同壺ヶ処 九拾四町程

椎地小沢毛答 同壺ヶ処 式拾一町程

小那川原 同壺ヶ処 拾五町程

山子砂子 同壺ヶ処 三拾四町程

中谷日地 同壺ヶ処 五拾六町程

中ノ谷陰分 同壺ヶ処 五拾六町程

ふと谷 同壺ヶ処 壹町八反程

生木杉・樅・榎二三尺廻り分六七尺廻り迄

其余雑木は定受ニ相成居申候

右御林奥諸より尾筋南へ打越候へハ、同郡日和佐郷ニ而、山河内村八郎御林、

此谷筋は日和佐浦へ流出申候

一、八郎山御林 四百六拾町程、山河内村

生木梅二尺廻り分八尺廻り迄

同 杉・樅二尺廻り分六尺廻り迄

其余松・栢・檜も少々相生居申候

b 10 1 6

同郡牟岐郷七ヶ村ニハ真木相生候御林無御座、都而雑木生ニ而、年廻りニ御払ニ

相成居申候

b 10 1 7

一、禪僧山御林 式千四百町程、相川村

杉木相生居申候、先達而安宅御役処にて御仕成ニ相成、伐跡ニ而小木少々宛相

生居申候、右山打越裏手ニ禪僧鞆と相唱御留添、左之通

一、御留添御林 百七拾町程、小川村

生木真木少々雑木生合

一、請ヶ峯御林 三百式拾町程、小川・平井両村預り

惣山杉生にて、内千本安宅御帳付、其余は御用木御仕成又ハ疼木等度々御払ニ

相成、只今小木ニ而生薄処候は杉苗植付相手懸罷在候

一、槇木屋御林 千三百五拾町程、平井村

大廻り七里程

但本文町数は申伝ニ而、三増倍余も可有御座様相見へ申候

生木杉・樅・榎・檜

同栢・槇・松少々、雑木生合

右御林上御筋ハ土州御境目ニ相当申候、以前之上下灘御代官引統御郡代受持

罷在、文化度御林方へ引渡ニ相成申候、**b 10 1 8**前頭南北郡々御林株々町数之

義は先年分申伝、又は御林目付手元古キ扣帳面等ニ御座候町数ニ而、此節取調

候義ニも無御座候得は、不引合之ヶ処も可有御座候、右ニ相記候外雑木生二三

町以下之小林、人家近ハ軒林又は反受等と相唱へ候株郡々ニ数多御座候、其余

森林同断

b 11

一、板野郡分海部郡迄海縁一円松生ハ汐防と相唱御建林ニ御座候、其内二下分種

付枝葉被下置候処も御座候、海手之内ニも新田分ハ汐防松生とも名主控之土地

ニ御座候

御国中山林地林共、大体前頭之次第二御座候

C

C 1

阿陽忠功伝諸役旧例之内ニ

一、林奉行は慶安年中(一六四八-一六五二)迄

若山小左衛門・本庄兵右衛門二人是ヲ勤、承応三寅年(一六五四)頃は本庄兵右衛門・青山九左衛門勤、明暦元未年(一六五五)小里治助・山田六郎左衛門加り四人と成ル、其後兵右衛門退役して明暦三酉年頃(一六五七)三人と成、元禄十七丑年迄年序四拾余年之間段々入替り有テ、其俣三人トシテ勤、元禄十一寅年(一七〇四)迄渡辺助右衛門加り四人と成、其後秋元幸左衛門病死シテ三人と成、正徳三辰年六月廿二日三間八助・木内甚八・樋富弥五左衛門御免、山田加左衛門・星川宮太兵衛・山田伝次郎被 仰付

C 2

一、御林受持御役場之義、安永度為御替方御役処御建被 仰付候節、板野・麻植・勝浦・那賀四郡御林右御役場へ御附被 仰付御座候而、天明度 禁裏炎上ニ付、御猷納木為御替方ニ而御仕成ニ相成候趣、其後右御役場御指止ニ而前頭四郡御林已前之通御林奉行受持被 仰付、寛政度ニ至リ、地方御代官受持之村々山林之義其手崎々受持ニ被 仰付、其砌迄相勤罷在候、御林奉行御役御免被 仰付候名面、左之通

C 3

然処地方御代官之義、地盤御用御年貢取行等ニ相混手張候懸リニ付、同六寅年(一七九四)別ニ林方御代官御建被 仰付、其節御渡成候御書付、左之通

覚

御林方之儀、中古久敷御奉行共受持被 仰付置候得とも、手広事故相東方之儀力ニも難及相見候ニ付、先達而御代官之面々受持被 仰付候、然とも地盤御用御年貢取行方等相混、手崎ニよつてハ手張候様有之、全体御林方広博数多之義、平素境目等正しからず、已前之定、年々不究ニも相成下々不平之訴も不絶、邪正相混、且多分ハ当時之便宜ニまかせ取斗、山受枝打等之年限時節も其実ヲ失候歟、畢竟御林衰微之基ニも至リ候、依之此度別ニ御代官御建被成候事ニ候、

就而ハ御用発端之手懸ニ候之間、御林方御古法并御地方御作法之意味ヲ元ニ仕、過不及、先後之筋ヲ正し林木不衰様遂詮儀、下々小民ニ至産業ヲ損ヒ不申義、并御国益ヲ失ヒ不申義厚勘考詮議せしめ永久可被行、公之取斗第一二候右之趣可有心得候、以上

八月三日

寛政六寅年(一七九四)発端御代官四人被 仰付、右已来名面

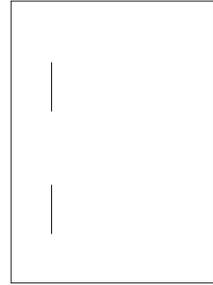
- 渡部一左衛門
- 枝川泰次
- 山田市大夫
- 西尾氏之助
- 伴 富左衛門
- 平瀬角右衛門
- 赤川三郎右衛門
- 仁尾問一郎
- 森 三五左衛門
- 柏木雄助
- 福屋起三郎
- 井村吉兵衛
- 太田半左衛門
- 乾 勝之丞
- 柏木半平
- 岡本吉右衛門

C 4

林方御役場天保元寅年九月御蔵処へ御附被 仰付候

弘化三寅年十月日(一八四六)

(裏表紙)



【付記】史料の利用・掲載にあたり、「御国画図」「御林成行記」については個人の所蔵者より、また「御国中惣絵図」については傍木律夫氏より、それぞれ格別のご高配を賜った。心より御礼申し上げる。さらに、徳島市立徳島城博物館学芸員・根津寿夫氏より史料の所在や内容について種々ご教示を得た。記して感謝申し上げます。なお、本稿は、二〇一四年度科学研究費補助金(基盤研究(C))「近世阿波における森林資源と地域社会に関する構造論的研究」(研究代表者・町田哲、研究課題番号二五三七〇七七九)による研究成果の一部である。

The Spatial Distribution and Features of Domainal Forests in Late Early Modern Tokushima Domain

MACHIDA Tetsu

Utilizing domainal maps and the newly discovered *Ohayashi nariyuki-ki* (A Record of the Development of Domainal Forests), this article elucidates the spatial distribution and characteristics of domainal forests in Tokushima Domain from the second half of the eighteenth century to the first half of the nineteenth century.

There were few domainal forests in northern Awa Province. Initially, most such forests were small and comprised of pine trees and a blend of smaller trees and shrubs. The domain did not seek to obtain official supplies of lumber from northern domainal forests. Rather, they gave farmers and villages shared access to these forests, while also granting them collective ownership of the proceeds generated by those forests. In exchange, the domainal authorities collected an annual levy from farmers and villagers. In contrast, in the Katsuura and Naka River Basins in southern Awa Province, the authorities established a concentration of large-scale domainal forests, from which they obtained official supplies of lumber. Those forests included not only small trees and bushes, which were used for firewood, but also supplies of Japanese cedar, Japanese cypress, and other large, higher-quality trees, which were used to manufacture construction materials. In addition, the southern part of Awa province offered the added benefit that lumber could be easily transported down the Katsuura and Naka Rivers. By the second half of the eighteenth century, the domainal authorities had already begun carrying out officially administered tree planting programs in the southern part of the province.

Even within the limited area of Tokushima domain, domainal forests displayed distinct regional characteristics. Therefore, a concrete, locally focused analysis of the mountain village communities that subsisted in connection with these domainal forests is essential.